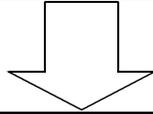


苫前町脱炭素推進条例（案）の概要

【背景】 近年、世界中で異常気象が発生し、気候変動の影響が顕在化。本町は風力発電による再生可能エネルギー先駆けの地として、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を進展させ、地球温暖化対策の取り組みを進めていく必要がある。



【条例の目的】 （第1条）

地球温暖化対策の推進について、住民、事業者、町などの責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図ることをもって、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

【住民等の責務】 （第5条ほか）

- ・日常生活や事業活動等に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・地球温暖化対策への協力

【町の責務】 （第8条）

- ・地球温暖化対策の策定・実施
- ・住民、事業者、住民団体との連携・支援

地球温暖化対策の具体的な取り組み

【地球温暖化対策実行計画】（第10条）

町長が脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画を策定すること並びに計画に定める事項及び計画策定に伴う手続き等を規定

【再生可能エネの普及促進】（第11条）
再生可能エネルギーの拡大施策を措置

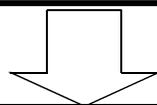
【エネルギー使用の合理化】（第12条）
日常生活・事業活動の省エネを促進

【自動車使用に関する取組】（第13条）
移動手段のCO2排出削減を促進

【CO2吸収源の利用】（第14条）
森林・藻場の再生、保全等を措置

【気候変動への適応】（第15条）
気候変動に伴う災害、疾病の予防、啓発

【広域的な連携】（第16条）
国、関係行政機関との連携、協働



継続的な取り組みによる脱炭素社会への移行
〈新たな生活様式への対応〉